

坂出市いじめ防止基本方針

坂 出 市
坂出市教育委員会
令和7年4月改訂版

目 次

はじめに

第1	いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	1
1	いじめの防止等の対策に関する基本理念	1
2	いじめの定義	1
第2	いじめの防止等に関する基本的な考え方	2
1	いじめの未然防止	2
2	いじめの早期発見	2
3	いじめへの対処	3
4	家庭や地域との連携	3
5	関係機関との連携	3
6	重大事態への対処	4
第3	坂出市がいじめの防止等のために実施する対策	4
1	坂出市いじめ問題対策連絡協議会の設置	4
2	教育委員会の取組	4
(1)	いじめの未然防止	4
(2)	いじめの早期発見・対処	5
(3)	地域とともにある学校づくり	5
(4)	家庭・地域への啓発	5
(5)	取組の検証・改善	5
第4	学校におけるいじめの防止等のための取組	6
1	学校いじめ防止基本方針の策定と組織の設置	6
2	いじめの防止等	6
(1)	いじめの未然防止	7
(2)	いじめの早期発見	7
(3)	いじめに対する措置	8
(4)	いじめの解消	8
(5)	家庭・地域への啓発	9
(6)	関係機関等との連携	9
(7)	教員の資質向上	9
(8)	取組の検証・改善	9
第5	重大事態への対処	10
1	重大事態の発生と報告	10
2	重大事態の調査	10
3	再調査および措置	10
第6	その他	11
別添	いじめの問題相談窓口（県内）	12

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものである。

坂出市は、いじめ防止対策推進法(平成 25 年法律第 71 号)第 12 条の規定に基づき、坂出市いじめ防止基本方針を定め、市・学校・家庭・地域住民その他の関係者の連携のもと、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処について総合的効果的な対策を推進する。

第 1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市・学校・家庭・地域住民その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

2 いじめの定義

この方針において「いじめ」とは、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）第 2 条に定められている、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」とする。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものが挙げられる。

- 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、警察と連携した対応をとることが必要である。

第2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

1 いじめの未然防止

学校は、全ての児童生徒が「いじめは決して許されない」ことを理解し、だれもがいじめに向かうことのないように、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自他を尊重し合う態度等心の通う人間関係づくりの素地を養う活動に、日常的に取り組む。

児童生徒が安心してのびのびと学校生活を送れるように、自己有用感や充実感を味わえる取組を、教育活動全体を通じて行う。また、いじめの背景にあるストレス等の要因を取り除くように努めるとともに、ストレスに対し適切に対処できる力を育む工夫を行う。

坂出市教育委員会は（以下「教育委員会」という。）、市民全体にいじめを防止することの重要性の認識を広め、学校・家庭・地域と一体となって、その取組を推進するための普及啓発を行う。

保護者は、保護する児童生徒がいじめを行うことのないよう、規範意識を養う等必要な指導に努めるとともに、学校や教育委員会のいじめ防止対策に協力するよう努める。

2 いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提である。

学校・家庭・地域・関係機関は、児童生徒の成長と生活に関心を深め、児童生徒のわずかな変化にも気づく力を高めることが求められる。いじめは大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であってもいじめではないかとの疑いを持って、児童生徒が示す変化を見逃さないようにし、積極的にい

じめを認知するよう努める。

近年は、いじめの態様として、SNS等によるネット上のいじめ等が、発見の難しい形態として増加している。そこで、外形的に確認できるいじめの状況に加えて、それぞれの児童生徒の様子の変化を注意深く見て取るとともに、関係機関と連携した対策を講じることが求められる。

学校は、教職員による日常的な観察や情報の共有とともに、定期的なアンケート調査や教育相談の充実、電話相談窓口の周知等により、児童生徒や保護者がいじめを訴えやすい体制を整え、家庭や地域と連携して児童生徒をいじめから守る。

教育委員会は、いじめの早期発見のための方策等について広報や啓発を行い、学校・地域・関係機関と連携して児童生徒を見守る。

保護者は、保護する児童生徒がいじめを受けたと思われる場合には、適切に児童生徒をいじめから保護し、学校へ通報する。通報を受けた学校は、速やかにいじめの事実を確認し、教育委員会へ報告する。

3 いじめへの対処

学校は、いじめの事実を確認した場合には、直ちにいじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせた児童生徒の安全を確保し、いじめを行った児童生徒に対して厳正適切に指導を行う等、組織的に対応する。

また、保護者、教育委員会への連絡・相談や、事案に応じた関係機関との連携を図ることにより、解消されたと思われる後も細やかなフォローを続ける。

教育委員会は、学校とともに迅速適切に対応する。いじめを受けた児童生徒が周囲との信頼関係を修復し、安心して教育を受けられるように必要な措置を講ずる。

4 家庭や地域との連携

学校や教育委員会は、社会全体で児童生徒を見守る意識を醸成するため、学校関係者とPTA、地域の関係団体等がいじめの問題について協議する場を設け、学校・家庭・地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

5 関係機関との連携

学校が、いじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合や、いじめられた児童生徒への対応等において必要と考えられる場合に、警察、児童相談所、医療機関等関係機関との適切な連携を図る。そのためにも学校や教育委員会は、平素より、関係機関との情報が共有できる体制を構築しておく。

6 重大事態への対処

いじめにより、児童生徒が、生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いが認められる場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いが認められる場合は、学校または教育委員会は、この重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行い、適切に対処する。また、同種の事態の発生の防止に努める。

第3 坂出市がいじめの防止等のために実施する対策

1 坂出市いじめ問題対策連絡協議会の設置

教育委員会は、いじめ問題の解決のため、学識経験者、スクールカウンセラー等、専門的知識を有する外部人材や保護者を委員とする「坂出市いじめ問題対策連絡協議会」を設置する。

2 教育委員会の取組

いじめをなくす取組は学校のみが担いきれるものではなく、全ての市民にとって重要な課題であるという認識に立ち、市長部局や関係機関と実質的に連携し、以下の取組と啓発を推進する。

(1) いじめの未然防止

- ① 全ての教育活動で人権教育、道徳教育、体験活動等を推進し、豊かな心を育む教育の充実を図る。
- ② 児童生徒が主体的に行ういじめの防止のための活動に対し、積極的に支援を行う。連合児童会、連合生徒会、「社会を明るくする運動」、「私の考えを語る会」等において、児童生徒がいじめ問題に対する意見を発表し、その取組について情報交換する場をつくる。
- ③ 全ての児童生徒が参加できる「わかる」授業づくりを推進する。学習への充実感が、主体的な学びや自己実現への意欲につながるよう指導助言を行い、授業改善を図る。
- ④ いじめ問題に関する研修を推進し、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処について、情報交換や共通認識を深め、教職員の資質・能力向上を図る。
- ⑤ SNS等によるネット上のいじめを防止するため、学校で情報モラル教育を実施して児童生徒の自覚を促すとともに、保護者に対する講演会を開く等、情報機器の適切な使用についての啓発を行う。
- ⑥ 坂出市インターネット上の誹謗中傷等の防止に関する条例（R6.10.1施行）について幅広い周知・啓発を行う。

(2) いじめの早期発見・対処

- ① 教職員や保護者、地域が児童生徒の変化に気づく力を高めるために、いじめの早期発見のためのポイントを広く周知する。
- ② 相談窓口を確保するために、市庁部局（こども課、人権課等）、少年育成センター等との連携を図る。
- ③ いじめの疑いがあると通報を受けた場合は、学校と連携をとり、速やかにいじめの事実の有無の確認を行う。学校からいじめの事実についての確認の報告があった場合は、いじめを受けた児童生徒、いじめを知らせた児童生徒が学校で安心して教育を受けられるよう支援を行う。
いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒の在籍する学校が異なる場合は、学校相互間で連携協力が図れるよう、体制を構築する。
- ④ いじめの早期発見とその適切な対処のため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を適正に配置する。

(3) 地域とともにある学校づくり

- ① 保護者の学校への関心・理解を深めるために、学校の情報を積極的に発信し、学校・家庭・地域が課題を共有する関係を築く。
- ② 学校運営協議会の設置によるコミュニティ・スクールや地域学校協働活動等を活用し、学校と地域の連携強化を図る。

(4) 家庭・地域への啓発

- ① 保護者が子どもの規範意識を養うための指導を適切に行えるよう、こども課やPTAと連携を図り、保護者を対象とした講演会を開催する等、啓発に努める。
- ② より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止められるよう、PTA、スポーツ少年団の指導者等に対する研修を充実し、連携促進を図り、組織的に協働する体制を整備する。
- ③ 市民を対象とした広報啓発活動として、「人権・同和教育だより」を作成し、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめの早期発見のための方策、いじめに係る相談窓口等について周知する。

(5) 取組の検証・改善

- ① 校長研修会、教頭研修会、生徒指導担当者研修会等において、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処に関する情報提供を行う。また、各校が情報交換をする場を設け、取組の改善を図る。
- ② 各学校に対し、いじめの早期発見と実態把握のための調査を実施する。また、この調査の考察から、充実や改善に向けて指導助言する。

- ③ 学校評価において、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処のための取組状況や達成状況について評価する。また、評価結果を踏まえて、その改善のために指導助言する。
- ④ 学校経営支援委員会において、各学校のいじめ問題への取組状況について指導助言の場を設け、取組の改善を図る。

第4 学校におけるいじめの防止等のための取組

1 学校いじめ防止基本方針の策定と組織の設置

学校は、「学校いじめ防止基本方針」を策定し、「いじめはどの児童生徒にも、どの学校でも起こりうる」という認識のもと、具体的な方針や取組を明確にし、教職員の共通理解、共通実践を図る。

定めた基本方針を各学校の生徒指導の全体計画の中に適切に位置づけ、児童生徒、家庭・地域に対して積極的に公表し、その理解をえる。

策定した学校いじめ防止基本方針については、各学校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を確認できるようにするとともに、その内容を、必ず入学時や各年度の開始時に児童生徒・保護者、関係機関等に説明する。

また、複数の教職員、心理や福祉等の専門的知識を有する者その他の関係者により構成される「いじめの防止等の対策のための組織」を設置し、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処に関する措置を実効的な取組を組織的に推進する。

学校は、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、評価結果を踏まえて、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。

2 いじめの防止等

学校は、児童生徒がいじめを行わず、また、いじめを傍観・黙認することのないよう、いじめが人権を侵害する許されない行為であり、法的に禁止されていることの趣旨を、児童生徒に理解させる。

教職員は、いじめ問題に対して、共通理解のもと、毅然と粘り強く指導に当たり、児童生徒の規範意識を高める。また、児童生徒に思いやりの心や優しさを育み、人の心の痛みが共感できる温かい集団づくりを進め、いじめに気づいた児童生徒が教職員に安心して連絡や相談できる信頼関係を築く。

いじめを確認した場合は、速やかに組織的に対応し、いじめを受けた児童生徒を守り通す。いじめを行った児童生徒に対しては、その人間性の成長を促し、教育的配慮のもとに指導する。

(1) いじめの未然防止

- ① 児童生徒の自尊感情を高める。
自他ともに認め合える集団を，教育活動全体を通じて育てる。
- ② 人権尊重の精神に立つ学校づくりをする。
教育活動全体を通じた人権教育を推進する。また，人権尊重の視点に立つ学級経営の充実を図る。
- ③ 道徳教育の充実を図る。
道徳教育が学校教育活動全体の中核としての役割を果たすよう，指導体制の充実を図る。要となる道徳科の授業の充実を図り，人間の在り方に関する根源的な理解を深めながら，社会性や規範意識，善悪を判断する力，思いやりや弱者へのいたわり等の豊かな心を育む。
- ④ 児童会・生徒会活動の活性化を図る。
全ての学校の児童生徒がいじめ問題を主体的に考え，いじめの防止を訴える取組を積極的に推進する。また，市内の児童生徒の代表による坂出市連合児童会や連合生徒会を通し，いじめ防止に向けた取組を行う。
- ⑤ 「わかる」授業づくりのための授業改善を推進する。
全ての児童生徒が主体的に参加・活躍できる「わかる」授業づくりのために，教員が互いの授業を積極的に参観し合う等工夫する。
- ⑥ 体験活動を工夫する。
豊かな人間性や価値観の形成に努め，自他を尊ぶ人間関係づくりを充実させるために，家庭や地域社会との連携を図りながら，人や社会，自然等と直接ふれあう様々な体験活動の機会を設ける。
- ⑦ SNS等によるネット上のいじめを防止する。
児童生徒に対し，専門的知識をもつ外部講師等による情報モラル教育の機会を設ける。保護者に対しては，ネット指導員等を活用して，情報機器使用に関わる問題点の啓発をする。また，児童生徒・保護者へ向けて坂出市インターネット上の誹謗中傷等の防止に関する条例（R6.10.1 施行）に関して幅広い周知・啓発等を行い，人権意識の向上につなげる。
- ⑧ 特に配慮が必要な児童生徒への対応。
特に配慮が必要な児童生徒については，日常的に，当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに，保護者との連携，周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

(2) いじめの早期発見

- ① 全ての教職員がいじめの定義について共通理解を図る。
ささいな兆候であっても，いじめではないかとの疑いをもち，いじめを隠したり軽視したりせず厳正に認知する。

② 児童生徒一人ひとりの変化を見取る。

いじめは教職員の気づきにくい形で行われることに留意し、授業中の観察や休憩時間等の巡回、日記、連絡ノート、ICTを活用した「心の健康観察」等から児童生徒のわずかな変化を細やかに見取り、校内で情報共有を図ることで、必要に応じて早急な対応がとれる校内体制を構築する。

③ 定期的に実態把握を行う。

定期的なアンケート調査を行い、記載内容について丁寧に対応することで個々の児童生徒の実態を把握するとともに、児童生徒との信頼関係を築く。また、全ての児童生徒を対象にした教育相談を定期的に実施し、児童生徒の悩みやストレスと向き合い、共感的な理解を図る。

④ いじめを訴えやすい体制を整える。

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、医療機関等と連携を図る。児童生徒や保護者に県や市のいじめ相談窓口を周知する等、いじめを訴えやすい体制を整える。

(3) いじめに対する措置

いじめの事実があると思われるときは、特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込むことなく、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。学校いじめ対策組織において情報共有を行った後は、関係児童生徒や教職員から事情を聴き取るなどして、事実関係を確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童生徒を徹底して守り通す。加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。また、各教職員は、その対応方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。

いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきであると認めた場合は、西部子ども相談センターや坂出警察署と連携する。児童生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあると認められるときは、直ちに坂出警察署に通報し、適切に対処する。

関係する児童生徒や保護者への支援・指導および助言は、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門的知識を有する者の協力をえながら、継続的に行う。

いじめは、当事者だけでなく、周りの者全員を含む集団の見守りを継続する必要がある。児童生徒が、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるよう留意し、好ましい集団活動を取り戻すことに努める。

(4) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消し

ている」状態とは、「①いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること（相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。）」「②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の少なくとも2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察するよう努める。

（５） 家庭・地域への啓発

保護者や地域の学校への関心・理解を深めるために、情報を積極的に発信し、学校・家庭・地域が課題を共有する関係を築く。

平素より、いじめ問題への対応について、保護者や地域と十分な情報や意見の交換を行い、共通の認識をもつ。

（６） 関係機関等との連携

児童相談所、警察、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の関係機関や専門的知識を有する者と、どのような場合にどのような方法で連携して取り組んでいくか、あらかじめ保護者や地域に対して、十分に説明をし、理解をえておく。

（７） 教員の資質向上

いじめの防止等のための対策に関する校内研修を年間計画に位置づけ、計画的に実施する。

教職員は、いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点等について、積極的に研修を行う。教師の言動が児童生徒を傷つけたり他の児童生徒によるいじめを助長したりしないよう注意する。また、障がい（発達障害を含む。）のある児童生徒についての理解や関わり方について共通理解を図り、適切な対応をする。

（８） 取組の検証・改善

取組の自己評価は、ケーススタディーやマネジメントサイクルに基づく点検を行い、改善を図る。

学校経営支援委員会で、いじめ問題への学校の取組について説明し、外部評価から明らかになった課題の改善を図る。

第5 重大事態への対処

1 重大事態の発生と報告

重大事態（いじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合や、いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるような場合）が発生した場合は、学校は直ちに教育委員会に報告する。報告を受けた教育委員会は重大事態の発生を市長に報告する。また、児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合、学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして適切かつ真摯に対処する。

2 重大事態の調査

事実関係を明確にするための調査を速やかに行う。調査にあたっては、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（R6.8月改訂）等に沿って適切に対応する。

調査の主体は、学校が主体となつて行う場合と、教育委員会が主体となつて行う場合がある。学校においては、「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン(R6.8月改訂)別添3 チェックリスト」に沿って調査を開始する。

学校主体の調査において、重大事態への対処および同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果をえられないと教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会において調査を実施する。

教育委員会が調査を行う際には、「いじめ問題調査委員会」を設ける。調査委員会は、弁護士、医師、心理・福祉の専門家、学校教育に係る学識経験者等、専門的知識および経験を有する調査委員によって構成する。

そのため、教育委員会は、あらかじめ調査委員候補者を委嘱し、市立学校において重大事態が発生し、教育委員会の調査が必要となった場合には、候補者から調査委員を選任する。

調査を行ったときは、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について説明する。この情報の提供に当たっては、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮する等、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

調査結果は、学校が調査した場合には、学校が教育委員会を通じて市長に報告し、教育委員会が調査した場合には、教育委員会が市長に報告する。

3 再調査および措置

報告を受けた市長は、必要があると認めるときは、教育委員会または学校による調査の結果について、再調査を行うことができる。

再調査を行ったときは、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について説明するとともに、その結果を議会に報告する。なお、その内容については、個人情報に十分に配慮する。

市長および教育委員会は、再調査の結果を踏まえて、同種の事態の再発の防止のために、人的体制の強化、スクールカウンセラーおよびスクールソーシャルワーカー等専門家の追加配置等、必要な措置を講ずる。特に、重大事態が発生した児童生徒集団については、外部の専門家や保護者、地域と連携を図って注意深く経過を見守り、ケアに努める。

第6 その他

この基本方針は、いじめの防止等に関する国や県、本市の施策の実施状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

いじめ問題相談窓口（県内）

来所相談

■県教育センター 教育相談課

高松市郷東町 587-1

要 予 約：087-813-0945

相談日時：月曜日～金曜日 9時～17時

第2・第4土曜日 13時～17時

（祝日・年末年始を除く）

いじめ専用FAX相談

■県教育センター

FAX：087-881-3272

月～金 9時～17時

（祝日・年末年始を除く）

■西部子ども相談センター

面接相談受付：0877-24-3173

相 談 日 時：月～金 8時30分～17時15分（祝日・年末年始を除く）

電話相談

■24時間いじめ電話相談

087-813-1620（通年）

0120-0-78310（通話料無料）

（24時間子供SOSダイヤル）

■いのちの電話24時間

（社会福祉法人香川いのちの電話協会）

087-833-7830

■県教育センター 子ども電話相談

9時～21時（通年）

087-813-3119

■子どもと家庭の電話相談

月～土 9時～21時

087-862-4152

（祝日・年末年始を除く）

■香川県警察本部

中讃少年サポートセンター

月～金 9時～17時

0877-33-3015

（祝祭日を除く）

■坂出警察署 生活安全課

月～金 9時～17時

0877-46-0110（代表）

（祝祭日を除く）

■高松法務局 子どもの人権110番

月～金 8時30分～17時15分

0120-007-110

087-821-7862

（祝祭日を除く）

■高松法務局丸亀支局

月～金 8時30分～17時15分

0877-23-0228

（祝祭日を除く）

■坂出市福祉事務所

月～金 8時30分～17時

0877-44-5007

（祝日・年末年始を除く）

■坂出市少年育成センター

月～金 8時30分～17時

0877-46-2777

（祝日・年末年始を除く）